

社会福祉法人南島原市社会福祉協議会

役員、評議員及び各種委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人南島原市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員、評議員及び各種委員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 各種委員とは、本会の検討委員、運営委員、審議委員、第三者委員、評議員選任・解任委員、その他会長が必要と認める委員をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事たる会長に、その職に就いた当月分から任期満了、辞任等により職を離れた当月分まで、月額報酬100,000円を支給するものとする。ただし、法人の経営状況に応じて、理事会の承認後、この報酬の一部または全額を支給しないことができる。

2 理事に対する報酬は、別記1「理事の報酬」に定める額とする。

3 監事に対する報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。

4 評議員に対する報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

5 各種委員に対する報酬は、別記4「各種委員の報酬」に定める額とする。

6 理事が、理事会以外の日において会長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合、または評議員及び各種委員が、評議員会及び各種委員会以外の日において会長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別記1、別記3及び別記4に準じて報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員、評議員及び各種委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、役職員の旅費支給規程に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 会長の報酬等（旅費を除く。）は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日において直近の休日でない日に繰上げて払うものとする。

2 理事、監事及び評議員、各種委員の報酬は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年5月31日から施行する。

2 社会福祉法人南島原市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（平成19年3月28日施行）は、平成29年5月30日をもって廃止する。

3 この規程は、令和元年7月1日から施行する。（第4条関係）

別記1 理事の報酬

理事会出席の都度、一人一律4,000円

別記2 監事の報酬

理事会、評議員会出席の都度、一人一律4,000円

監査会出席の都度、一人一律 6, 0 0 0 円

別記 3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、一人一律 4, 0 0 0 円

別記 4 各種委員の報酬

各種委員会出席の都度、一人一律 4, 0 0 0 円